

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】	3
○ 北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】	4
○ 北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築都市局住宅部住宅管理課】	10
○ 北九州市市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】	13
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	14
◇ 消 防 局	
○ 北九州市消防吏員服装規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】	15
◇ 上下水道局	
○ 特定調達契約の落札者の決定（3件）【上下水道局下水道部施設課】	19

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

委員の構成について、学識経験者のうちから委嘱する委員を19人に改めることにしました。

この規則は、平成29年3月29日から施行することにしました。

◇北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則

- 1 冬（合）帽及び夏帽の品目を制帽に統一することにしました。
- 2 冬（合）業務帽及び夏業務帽の品目を業務帽に統一することにしました。
- 3 制服用防寒服及び業務服用防寒服の品目を防寒服に統一することにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号の導入に伴い、収入申告等における証明書等の添付を一部省略することができるようにしました。

この規則は、平成29年3月29日から施行することにしました。

北九州市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第20号

北九州市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

北九州市青少年問題協議会規則（昭和38年北九州市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「13人以内」を「19人」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第21号

北九州市消防吏員服制規則及び北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則

(北九州市消防吏員服制規則の一部改正)

第1条 北九州市消防吏員服制規則(昭和45年北九州市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

冬(合)帽	色又は地質	濃紺の毛織物
	製 式	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、黒色革製又はその類似品とする。顎ひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個で留める。形状は、図のとおりとする。
	き 章	銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱擁する。台地は地質と同様とする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	周 章	帽の腰周りには、黒色のなな子織を巻き、消防司令以上の場合には、蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補の場合には、蛇腹組黒色線を巻くものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏 帽	色又は地質	濃紺の合成繊維の織物
	製 式	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、地質の類似色の革製又はその類似品とする。顎ひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個で留める。まちは、合成繊維製のメッシュ地とし、すべり革には、所要の通風口を付ける。天井の内側には、汚損よけを付ける。形状は、冬(合)帽と同様とする。
	き 章	冬(合)帽と同様とする。台地は地質と同様とする。

を

	周章	帽の周りに、地質と類似色のなな子織を巻くものとする。
冬(合)業務帽	色又は地質	濃紺の合成繊維の織物
	製式	前ひさしは、地質と同じものとする。 6方型で、形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏業務帽	色又は地質	濃紺の合成繊維の織物で後4面はメッシュ地とする。
	製式	冬(合)業務帽と同様とする。

制帽	色又は地質	濃紺の合成繊維の織物
	製式	円形とし、前ひさし及び顎ひもは、黒色革製又はその類似品とする。顎ひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個で留める。 形状は、図のとおりとする。
	き章	銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱擁する。台地は地質と同様とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	周章	帽の腰周りには、黒色のなな子織を巻き、消防司令以上の場合には、蛇腹組金線及び蛇腹組黒色線を、消防司令補の場合には、蛇腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
業務帽	色又は地質	紺の合成繊維の織物
	製式	前ひさしは、地質と同じものとする。 6方型で、形状及び寸法は、図のとおりとする。

制服用防寒服	色又は地質	黒色のはっ水性合成繊維の織物
	製式	二重襟とし、内襟はスタンドカラーで内側にジャージーを付ける。外襟裏にフードを収納し、ファスナーで開閉する。 ポケットは、腰部左右に各1個を付け、蓋を付ける。 前立て内側はファスナー式とし、表側

		はドットボタン7個で留める。 胸部左に銀灰色で「北九州市消防局」と表示する。 形状は、図のとおりとする。	
業務服用防寒服	色又は地質	青紺色のはっ水性合成繊維の織物	を
	製 式	二重襟とし、内襟はスタンドカラーで内側にジャージーを付ける。外襟裏にフードを収納し、ファスナーで開閉する。 ポケットは、腰部左右に各1個を付け、蓋を付ける。 前立て内側はファスナー式とし、表側はドットボタン8個で留める。 後背部に銀灰色で「KITAKYUSHU FIRE DEPARTMENT」と表示する。 形状は、図のとおりとする。	

防 寒 服	色又は地質	黒色のはっ水性合成繊維の織物		
	製 式	前 面	スタンドカラー、ハーフコート型とする。 ポケットは、胸部左に2個及び右に1個並びに腹部左右に各1個並びに胸部内側の左右に各1個を付け、ファスナーで開閉する。 左腕部にペン刺しを、前袖シームに蓄光反射パイピングを、左右袖口及び裾廻りに白の反射テープを取り付ける。 胸部左に白の反射シートで「北九州市消防局」と表示する。	に
		後 面	後袖シーム及び後ヨークに蓄光反射パイピングを取り付ける。 背部に白の反射シートで「北九州市消防局」と表示する。	
		肩 章	夏服上衣と同様とする。	

改め、同表の図の冬（合）帽の項中「冬（合）帽」を「制帽」に改め、同表の図の業務帽の項を次のように改める。

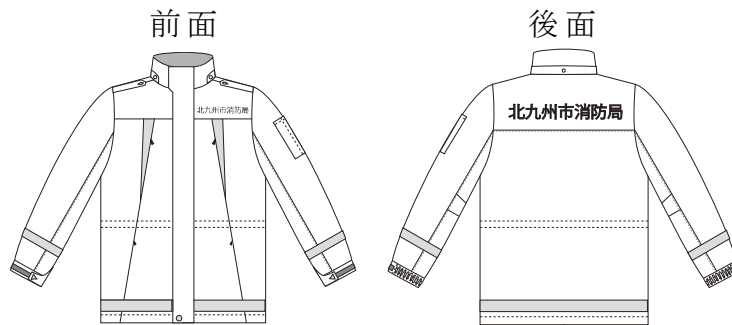
業務帽



正面：普通刺繍
幅128 高60

別表第1の図の制服用防寒服の項を次のように改める。

防寒服



別表第1の図の業務服用防寒服の項を削る。

別表第2中

「

冬（合）帽	色又は地質	紺色の毛織物又は合成繊維の織物
	製式	円形つば型とし、帽の周りに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。形状は、図のとおりとする。
	き章 周章	男子消防吏員服制と同様とする。
夏帽	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
	製式	円形つば型とし、ひさしは、地質と同じものとする。帽の周りに地質と同じ線を巻くものとする。形状は、図のとおりとする。
	き章	男子消防吏員服制と同様とする。
冬（合）業務帽	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
	製式	
夏業務帽	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
	製式	

を

」

制 帽	色又は地質	濃紺の毛織物又は合成繊維の織物
	製 式	円形つば型とし、帽の周りに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。形状は、図のとおりとする。
	き 章 周 章	男子消防吏員服制と同様とする。
業 務 帽	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
	製 式	

に、

制服用防寒服	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
	製 式	
業務服用防寒服	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
	製 式	

を

防 寒 服	色又は地質	男子消防吏員服制と同様とする。
	製 式	

に

改め、同表の図の冬（合）帽の項を次のように改める。

制帽



別表第2の図の夏帽の項を削る。

(北九州市消防吏員給貸与品規則の一部改正)

第2条 北九州市消防吏員給貸与品規則（昭和39年北九州市規則第120号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

冬（合）帽
夏帽
冬（合）業務帽
夏業務帽

を

制帽
業務帽

に、

「
業務服用防寒服
制服用防寒服
」を「
防 寒 服
」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用中の第1条の規定による改正前の北九州市消防吏員服制規則及び第2条の規定による改正前の北九州市消防吏員給貸与品規則の規定に基づき給与されている冬(合)帽及び夏帽、冬(合)業務帽及び夏業務帽並びに制服用防寒服及び業務服用防寒服は、第1条の規定による改正後の北九州市消防吏員服制規則及び第2条の規定による改正後の北九州市消防吏員給貸与品規則の規定に基づき給与された制帽、業務帽及び防寒服とみなす。

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 22 号

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市営住宅条例施行規則（平成 9 年北九州市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（第 1 号様式）」を削る。

第 4 条中「（第 2 号様式）」を削る。

第 9 条第 1 項中「（第 3 号様式）」を削り、同条第 4 項中「（第 4 号様式）」を削る。

第 10 条中「（第 5 号様式）」を削る。

第 12 条第 1 項中「（第 6 号様式）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第 12 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

第 13 条第 1 項中「（第 7 号様式）」を削り、同条第 2 項中「（第 8 号様式）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第 13 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第 13 条第 4 項中「（第 9 号様式）」を削る。

第 14 条第 1 項中「（第 10 号様式）」を削り、同条第 2 項中「（第 11 号様式）」を削る。

第 16 条第 1 項中「（第 12 号様式）」を削り、同条第 2 項中「（第 13 号様式）」を削る。

第 17 条第 1 項中「（第 14 号様式）」を削り、同条第 2 項中「（第 15 号様式）」を削り、同条第 3 項中「（第 16 号様式）」を削る。

第 18 条第 1 項中「（第 17 号様式）」を削り、同条第 2 項中「（第 18 号様式）」を削る。

第 19 条中「（第 19 号様式）」を削る。

第20条第1項中「(第20号様式)」を削り、同条第2項中「(第21号様式)」を削る。

第21条中「(第22号様式)」を削る。

第22条第1項中「(第23号様式)」を削る。

第23条第1項中「(第24号様式)」を削る。

第24条中「(第25号様式)」を削る。

第26条第1項中「(第26号様式)」を削る。

第28条第1項中「(第27号様式)」を削り、同条第2項中「(第28号様式)」を削る。

第30条第1項中「(第29号様式)」を削り、同条第2項中「(第30号様式)」を削る。

第36条中「(第31号様式)」を「(別記様式)」に改める。

第42条を第43条とし、第41条の次に次の1条を加える。

(様式)

第42条 この規則に定める帳票の様式は、建築都市局長が定める。

別表第2中

「

第1号様式から第5号様式まで、第12号様式から第22号様式まで、第25号様式及び第29号様式から第31号様式まで	北九州市長	北九州市住宅供給公社理事長
第1号様式	市が	北九州市住宅供給公社が
第5号様式	市長に	北九州市住宅供給公社理事長に
	市では	北九州市住宅供給公社では
第5号様式及び第31号様式	市長が	北九州市住宅供給公社理事長が
第17号様式及び第20号様式	市の	市及び北九州市住宅供給公社の
第31号様式	市長は	北九州市住宅供給公社理事長は

を

」

「

別記様式	北九州市長	北九州市住宅供給 公社理事長
	市長は	北九州市住宅供給 公社理事長は
	市長が	北九州市住宅供給 公社理事長が

に

」

改める。

第1号様式から第30号様式までを削り、第31号様式を別記様式とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例（平成28年北九州市条例第51号）の施行期日は、平成29年4月8日とする。

北九州市公告第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区市瀬一丁目728番5から728番18まで、949番4、953番1、953番3、954番1、954番3、954番4、956番1から956番23まで、957番1から957番11まで、958番2、959番1から959番15まで、960番2から960番8まで、961番11から961番15まで、980番1から980番36まで、982番2から982番4まで、990番2から990番9まで、991番1から991番3まで、992番1から992番15まで、994番1から994番5まで、995番2から995番26まで、1004番8から1004番10まで、1005番1から1005番30まで、1012番1から1012番5まで及び1015番1から1015番3まで	福岡市中央区天神一丁目13番2号 市瀬一丁目宅地開発特定目的会社 取締役 吉崎武雄
北九州市小倉北区東城野町1320番1から1320番27まで	北九州市小倉南区朽網東二丁目4番6号 スマートホーム株式会社 代表取締役 白石秀喜

北九州市消防局訓令第3号

庁中一般

北九州市消防吏員服装規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月29日

北九州市消防長 川本 一 雄

北九州市消防吏員服装規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令

(北九州市消防吏員服装規程の一部改正)

第1条 北九州市消防吏員服装規程(昭和45年北九州市消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「及び第2号」を削る。

第10条中「常装にあつては制服用防寒服を、業務服装にあつては業務服用防寒服」を「防寒服」に改める。

別表中

「

業務服装	
冬着用(合)期間	夏着用期間

」を「業務服装」に、

「

冬(合)帽	○					
夏帽		○				
冬(合)業務帽			○		●	●
夏業務帽				○	●	●

」を

「

制帽	○	○			
業務帽			○	●	●

」に、

「

冬（合）服	○			
夏服		○		
業務服（厚手）			○	○
業務服（薄手）			○	○
ワイシャツ	○ （男子のみ）			
ブラウス	○ （女子のみ）			
ネクタイ	○	●		
白手袋	△	▲		
革手袋			●	●
防火手袋			●	●
制服用バンド	○	○		
業務服用バンド			○	○
短靴	○	○	○	○
安全編上靴			●	●
ゴム製長靴				
防火帽				
防火服				
水防服				
階級章	○	○	○	○
消防長章	●	●	●	●
消防手帳	○	○	●	●

を

」

冬（合）服	○			
夏服		○		
業務服（厚手）			○	
業務服（薄手）			○	

ワイシャツ	○ (男子のみ)		
ブラウス	○ (女子のみ)		
ネクタイ	○	●	
白手袋	△	▲	
革手袋			●
防火手袋			●
制服用バンド	○	○	
業務服用バンド			○
短靴	○	○	○
安全編上靴			●
ゴム製長靴			
防火帽			
防火服			
水防服			
階級章	○	○	○
消防長章	●	●	●
消防手帳	○	○	●

に

改める。

(北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部改正)

第2条 北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程(昭和45年北九州市消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

冬(合)帽	1 個	在任期間
夏帽	1 個	在任期間
冬(合)業務帽	1 個	在任期間

を

夏 業 務 帽	1 個	在 任 期 間
---------	-----	---------

「

制 帽	1 個	在 任 期 間
業 務 帽	1 個	在 任 期 間

に、

「

制服用防寒服	1 着	在 任 期 間
--------	-----	---------

を

「

防 寒 服	1 着	在 任 期 間
-------	-----	---------

に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に使用中の第2条の規定による改正前の北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の規定に基づき給与されている冬(合)帽及び夏帽、冬(合)業務帽及び夏業務帽並びに制服用防寒服は、同条の規定による改正後の北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の規定に基づき給与された制帽、業務帽及び防寒服とみなす。

北九州市上下水道局公告第34号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月29日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

- 1 特定役務の名称及び数量
片上ポンプ場他15ポンプ場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月27日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額
1億2,142万9円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成28年12月16日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第35号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月29日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

- 1 特定役務の名称及び数量
中川通ポンプ場他10ポンプ場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月27日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
1億65万3,969円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成28年12月16日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第36号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月29日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月27日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額
5,963万887円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成28年12月16日
- 8 落札方式
最低価格による。